

## 医師等国家試験の事務の市場化テスト導入について

1 地方厚生局が行っている医師等の国家試験（12職種）の事務（願書受付・審査、会場の確保、試験の実施（試験監督）、合格発表等）のうち6職種の国家試験について市場化テスト導入の対象とする。

2 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士については、今後、市場化テスト導入の閣議決定後、官民競争入札実施要項等詳細を定めていくこと等を考慮する必要があることから、平成22年度の国家試験実施を目途に導入することとする。

なお、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師については、

- ① 国民の生命、身体に直接関わる医行為を幅広く実施する職種であること。
- ② 医療法、薬事法及び診療報酬等において、施設の人員配置基準が定められており、その供給が病院の運営や国民の生活に及ぼす影響が大きいこと。
- ③ 試験日程が複数日となっておりリスクが高いこと。
- ④ 保健師及び助産師国家試験については、受験生のほとんどが看護師課程と併せて一貫した教育を受け、看護師国家試験と同時受験となることから、受験手続きに必要な書類も共用としており、試験日も連続して設定していること。

さらに、免許取得についても看護師の合格が必須（保健師助産師看護師法 第7条）とされていることから、看護師国家試験の市場化テスト導入と同時期にする必要があること。

等から市場化テスト導入については、現時点では困難である。

3 また、管理栄養士の試験事務のうち、地方厚生局にて行っているものについては、市場化テスト導入の閣議決定後、官民競争入札実施要項等詳細を定めていくこと等を考慮する必要があることに加え、旧法律の受験資格の有効期限が平成22年3月末までであり、現在は、旧法と新法の受験資格が混在し受験資格の確認が複雑となっていることから、新法のみを受験資格となる平成22年度以降の国家試験実施を目途に導入することとしたい。

4 市場化テスト導入に当たっての試験実施事務の範囲については、現在、地方厚生局が行っている事務全般を実施対象とし、全国の受験生が同じ水準のサービスを提供されることを考慮すると、同一の民間事業者に一律委託することが望ましいと考える。